

1 6. 7. 医療法人制度改革

2

3 ○ 我が国の医療提供体制の主体として大きな役割を担っている、民間の営利  
4 を目的としない法人である医療法人は、昭和25年に医療法に制度上位置付  
5 けられて以降、50年余りの間に若干の制度改正を経て、現在に至っている。

6

7 ○ 医業経営に関しては、疾病構造や社会経済状況が変化する中で取り巻く環  
8 境は厳しさを増しているが、医療法人制度について、非営利であることは明  
9 確に確保しつつ、経営の透明性や効率性を高め、地域の信頼を得ながら、地  
10 域に必要な医療を担う安定的な運営を行えるような仕組みを確立していくう  
11 ことのできる法人制度となるよう見直す必要がある。

12

13 ○ 具体的には、医療法人制度全体について非営利性をより明確にしていく徹  
14 底するとともに効率性や透明性の向上を図ること、また、具体的には、剰余  
15 金の使途や情報開示のあり方、経営人材の育成等について、公益法人制度改革  
16 も参考にしながら検討することが求められる。併せて、従来は国や地方公  
17 共団体が直接実施することが当然と思われていた分野についても、高い公益  
18 性があると認定された医療法人が、都道府県が作成する医療計画に基づいた  
19 医療を積極的に担っていく方向を目指す必要がある。

20

21 ○ また、安定した医業経営の実現の観点から、資金調達手段の多様化や、地  
22 域の住民や企業が寄附等を通じて医療法人を地域で支えていく仕組みを検討  
23 する必要がある。

24

25 ○ このような制度の見直しが円滑に行われるよう、さらに、医療法人の公益  
26 性の内容を認定する取扱いを明確にした上で、このような制度の見直しが円  
27 滑に行われるよう、高い公益性のある医療法人への寄附金を促進する等の税  
28 制措置が講じられるべきである。

29

30 ○ なお、法人設立等の際の財産拠出者に係る「持ち分」の取扱いについての  
31 見直しを行う際には、非営利性の徹底等医療法人制度改革の趣旨を踏まえつ  
32 つ、医業経営の継続性を確保する観点から、新制度への移行については、各  
33 法人の自主的・自立的な取組を基本として、適正な法人自治に基づいて移行  
34 が行われることが肝要であり、法人運営に支障を来すことのないよう、必要  
35 な経過措置等を講ずる検討するべきである。